

第8回教育委員会

平成28年4月26日
午後1時
本庁舎屋上会議室

議案

報告第6号 学校安心ルール～「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』」と
「学校等が行う措置」～（案）の改定点について

「がっこうあんしんルール」(あん)

～「じどうのみなさんが『してはいけないこと』とせんせいがすること～

	べんきょうのとき	ほかのこに	せんせいに	やくそくとして	せんせいがすること
いけな いこと	<ul style="list-style-type: none"> ・がっこうを ずるやすみ する ・べんきょうの じかんに おくれる ・べんきょうの じかんで さぼる 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを いう ・ことばや からだの うごきで からかう ひやかす ・むしする ・ものを かってに つかう 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがること をいう ・ことばや からだの うごきで からかう ひやかす ・むしをして せんせいの いうことを きかない 	<ul style="list-style-type: none"> ・じぶんの つくえなどに らくがきする ・きょうしつや がっこうの ものを かってに つかう ・きょうしつや がっこうの たてものなどに いたずらを する 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのばで ちゅういをします ・べつの へやで おはなしを して おうちのひとに つたえます ・みんなのために なることを してもらいます
もっと いけな いこと	<ul style="list-style-type: none"> ・べんきょうに かんけいの ない はなしを する かんけいのないことを する わざと おとをたてる ほかのこに ちょっかいを かけるなど べんきょうの じゃまをする ・べんきょうの じかんで さぼって みんなで あつまる 	<ul style="list-style-type: none"> ・なかまはずれにする ・わるぐち かげぐちを いう ・こわがるような ことを したり いたりする ・ものを かくす 	<ul style="list-style-type: none"> ・わるぐち かげぐちをいう ・バカにしたようなことをし たり いたり する ・こわがるような ことを したり いたり する 	<ul style="list-style-type: none"> ・きょうしつや がっこうの ものを こわす ・よなかに いえから であるく ・カードや ゲームなどで かけごとを する 	<ul style="list-style-type: none"> ・べつの へやで なんにんかの せんせいで おはなしをして おうちのひとに つたえます ・なんにちかにか みんなの ために なることを してもらいます

がっこうあんしん 『学校安心ルール』 (案)

じどうせいと
～「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』と「学校等が行う措置」の一覧表～

	がくしゅう と き 学習の時に	た こ たい 他の子に対して	せんせい たい 先生に対して	た その他 しゃかい 社会のルールとして	がっこうとう おこな そち 学校等が行う措置
だい たんかい 第1段階	<ul style="list-style-type: none"> がっこう やす ・学校をずる休みする じゅぎょう ・授業におくれる じゅぎょう ・授業をさぼる 	<ul style="list-style-type: none"> い やがることを言う ことばやしぐさでからかう、ひやかす むし ・無視する もの つか ・物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> い やがることを言う ことばやしぐさでからかう、ひやかす むし しどう き ・無視をして指導を聞かない 	<ul style="list-style-type: none"> じぶん つくえなど らくが ・自分の机等に落書きする きょうしつ がっこう もの ・教室や学校の物をかってに使う きょうしつ がっこう しせつ ・教室や学校の施設にいたずらをする 	<ul style="list-style-type: none"> ば ちゅうい ・その場で注意 べっしつ こべつしどう かにてい ・別室における個別指導および家庭連絡 ほうしかつどう がくしゅうかだい ・奉仕活動または学習課題
だい たんかい 第2段階	<ul style="list-style-type: none"> じゅぎょう かんけい はなし ・授業に関係ない話をする、関係ないことをする、 おと た た こ 音を立てる、他の子に ちよっかいをかけるなど、授業をじゃまする じゅぎょう ・授業をさぼり校内でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> な かま ・仲間はずれにする わるぐち ぐち い ・悪口、かげ口を言う こわがるようなことをしたり言ったりする もの ・物をかくす 	<ul style="list-style-type: none"> わるぐち ぐち い ・悪口、かげ口を言う バカにしたようなことをしたり言ったりする こわがるようなことをしたり言ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> きょうしつ がっこう もの ・教室や学校の物をこわす よなか いえ である はいかい ・夜中に家から出歩き徘徊する（「大阪府青少年健全育成条例」による） しょうがく か ・トランプなどで少額の賭けごとをする 	<ul style="list-style-type: none"> べっしつ ふくすう きょうしよくいん ・別室における複数の教職員による こべつしどう かにていれんらく 個別指導および家庭連絡 すうじつかん ほうしかつどう がくしゅうかだい ・数日間の奉仕活動または学習課題

<p>だい だんかい 第3段階</p>	<p>じゆぎょうちゆう た あ おおごえ ・授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、深刻な行為で授業をじゃまする</p> <p>・テストのじゃまをする</p> <p>・カンニングをする</p> <p>・学校をさぼり地域でたむろする</p>	<p>・おどすようなことをしたり言ったりする</p> <p>・いやがることを無理やりさせる、力づくでする</p> <p>・押す、突き飛ばす、ぶつか</p> <p>る、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう</p> <p>・物をこわす、すてる</p>	<p>・おどすようなことをしたり言ったりする</p> <p>・押す、突き飛ばす、ぶつか</p> <p>る、などの暴力をふるう</p>	<p>だい きほ きぶつはそん ・大規模な器物破損</p> <p>せつとうこうい ・窃盗行為</p> <p>か きん たがく ・掛け金が多額であったりメンバーを強要したりするなどの悪質な賭けごと</p> <p>まんび いんしゆ きつえん ・万引き・飲酒・喫煙</p> <p>むめんきょうてん ・無免許運転</p>	<p>いっていきかん べっしつ こべつしどう ・一定期間の別室における個別指導および学習指導</p> <p>じようきょう こべつしどうきょうしつ ・状況によっては個別指導教室をかつようしどう活用した指導</p> <p>けいさつ そうだん かんけいきかん けいさつ しょうねん ・警察へ相談し、関係機関(警察・少年サポートセンター・子ども相談センターなど)と連携した指導</p>
<p>だい だんかい 第4段階</p>		<p>なぐ け つよ ・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう</p> <p>け が ・ケガをさせる</p> <p>まんび たにん ぼうりよく ・万引きや他人への暴力をきょうよう強要する</p> <p>きんぴん めす ・金品をうばう、盗む、たか</p> <p>る</p>	<p>なぐ け つよ ・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう</p> <p>け がをさせる</p>	<p>きけんぶつ はもの しょじ ・危険物(刃物)の所持</p> <p>いほうやくぶつ しょじ しょう ・違法薬物の所持・使用</p> <p>はんばいこうい 販売行為</p> <p>やくぶつ らんよう ・薬物の乱用</p> <p>せつとうこうい ちかんこうい ・窃盗行為・痴漢行為</p> <p>ほうか きょうせい ・放火・強制わいせつ</p> <p>ごうとう ・強盗</p>	<p>きょういくいんかい しゅつせきていし そち おこな ・教育委員会が出席停止措置を行い、個別指導教室で指導</p> <p>けいさつ つうほう かんけいきかん けいさつ しょうねん ・警察へ通報し、関係機関(警察・少年サポートセンター・子ども相談センターなど)と連携した指導</p>
<p>だい だんかい 第5段階</p>		<p>きわ おも ぼうりよく しょうがい 極めて重い暴力・傷害</p> <p>こうい きょうはく きょうよう きょうかつこうい 行為・脅迫・強要・恐喝行為</p>	<p>きわ おも ぼうりよく しょうがい 極めて重い暴力・傷害</p> <p>こうい 行為</p>		<p>けいさつ そうだん じどうじりつ ・警察、子ども相談センター、児童自立支援施設等における対応</p>

○第1～5段階については、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」の段階による。

○いかなる段階であっても同様の問題行動を繰り返し、各段階においての措置で解決しない場合は、一段階上の措置を行う。

○「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいつでも丁寧な立ち直り支援を行うためのもの。

※「その他 社会のルールとして」の第3～5段階の行為等については、警察など関係機関の判断に基づいて段階を判定し、措置を行うものとする。

※出席停止とは…公立小中学校における出席停止制度は、学校教育法第35条に規定されており、出席停止を命じる児童生徒本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。

『学校安心ルール』（案）

【中学生用】

～ 「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』と「学校等が行う措置」の一覧表 ～

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他 社会のルールとして	学校等が行う措置
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・学校をずる休みする ・授業におくれる ・授業をさぼる 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを言う ・ことばやしぐさでからかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> ・いやがることを言う ・ことばやしぐさでからかう、ひやかす ・無視をして指導を聞かない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の机等に落書きする ・教室や学校の物をかってに使う ・教室や学校の施設にいたずらをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意 ・別室における個別指導および家庭連絡 ・奉仕活動または学習課題
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業に関係ない話をする、関係ないことをする、音を立てる、他の子にちょっとしたかけをかけるなど、授業をじゃまする ・授業をさぼり校内でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする ・物をかくす 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪口、かげ口を言う ・バカにしたようなことをしたり言ったりする ・こわがるようなことをしたり言ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室や学校の物をこわす ・夜中に家から出歩き徘徊する（「大阪府青少年健全育成条例」による） ・トランプなどで少額の賭けごとをする 	<ul style="list-style-type: none"> ・別室における複数の教職員による個別指導および家庭連絡 ・数日間の奉仕活動または学習課題
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、深刻な行為で授業をじゃまする ・テストのじゃまをする ・カンニングをする ・学校をさぼり地域でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> ・おどすようなことをしたり言ったりする ・いやがることを無理やりさせる、力づくでする ・押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう ・物をこわす、すてる 	<ul style="list-style-type: none"> ・おどすようなことをしたり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な器物破損 ・窃盗行為 ・掛け金が多額であったりメンバーを強要したりするなどの悪質な賭けごと ・万引き・飲酒・喫煙 ・無免許運転 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間の別室における個別指導および学習指導 ・状況によっては個別指導教室を活用した指導 ・警察へ相談し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導
第4段階		<ul style="list-style-type: none"> ・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう ・ケガをさせる ・万引きや他人への暴力を強要する ・金品をうばう、盗む、たかる 	<ul style="list-style-type: none"> ・殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう ・ケガをさせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物（刃物）の所持 ・違法薬物の所持・使用・販売行為 ・薬物の乱用 ・窃盗行為・痴漢行為 ・放火・強制わいせつ ・強盗 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が出席停止措置を行い、個別指導教室で指導 ・警察へ通報し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導
第5段階		極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為	極めて重い暴力・傷害行為		警察、こども相談センター、児童自立支援施設等における対応

○第1～5段階については、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」の段階による。

○いかなる段階であっても同様の問題行動を繰り返し、各段階においての措置で解決しない場合は、一段階上の措置を行う。

○「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行うためのもの。

※「その他 社会のルールとして」の第1～5段階の行為等については、警察など関係機関の判断に基づいて段階を判定し、措置を行うものとする。

※出席停止とは…公立小中学校における出席停止制度は、学校教育法第35条に規定されており、出席停止を命じる児童生徒本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。

(案)

事務連絡
平成 28 年 月 日各 小 学 校 長 様
各 中 学 校 長 様指導部 首席指導主事
(生 活 指 導)

「学校安心ルール」(案)の周知について(通知)

標題について、次のとおり関係資料を送付します。つきましては、送付資料を増し刷りして保護者・児童生徒に配付していただき、ポスターについては、各校の掲示板等に掲示していただくなど、「学校安心ルール」(案)を周知していただきますようお願いいたします。

なお、各校におかれましては、引き続き、平成 27 年 11 月 18 日付け事務連絡『「学校安心ルール(案)」の策定について(通知)』に基づき、各校での生活指導について共通理解を進め、今後とも、体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりの推進に向けてお取り組みいただきますようお願いいたします。

記

- 児童生徒・保護者周知用資料 ※ データで送付します。
- ・保護者のみなさんへ
 - ・【安心ルールの策定趣旨】(平成 27 年 11 月 17 日教育委員会会議議案書)
 - ・「学校安心ルール」(案) 配付用
 - ・「学校安心ルール」(案) 児童生徒配付用－3 種類
- ※配付については、PTA並びに学校協議会委員等の方々へ十分に説明し、理解を得たうえで行ってください。

【連絡先】

指導部 中学校教育担当
(生活指導)
指導主事 福 山
電話 6208-9174

(案)

平成 28 年 4 月

保護者のみなさんへ

大阪市教育委員会

「学校安心ルール」(案)の試行について

大阪市教育委員会では、「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』と「学校等が行う措置」の一覧表を、裏面の通り「学校安心ルール」(案)として作成しました。

この「学校安心ルール」(案)は、これまで、教育委員会が確認してきた、社会で生きる上で身につけておかなければならない普遍的な事柄について繰り返し指導すること、また、いじめ・問題行動については、たとえ軽易であっても毅然とした指導を行うことの一環として作成されたものです。

ルール表による事前明示とぶれない指導によって、児童生徒のみなさんが安心して学校生活をおくることができるようにすることをめざしています。今後、各校では、1学期間、この「学校安心ルール」(案)を試行的に運用し、PTAや関係諸機関等の意見を集約し、その後、教育委員会会議で改めて議論を重ね、2学期から本格的に運用をめざすものです。

どうか趣旨をご理解いただき、より一層、本市の教育活動へのご理解とご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

大阪市教育委員会と全ての大阪市立学校は、子どもたちの安全・安心な学習環境と学校生活を確保するため、『学校安心ルール』を実施していくことをお約束いたします。『学校安心ルール』で約束された「学校等が行う措置」が実施されていないと思われるときは、下記担当へお知らせください。

(参考)「学校安心ルール」(案)に先立ち、平成 25 年 9 月には「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」(「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」)を作成しております。

「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」は大阪市のHPからご覧いただけます。

URL:<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000258/258202/taibatu.pdf>

また、「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」はこちらからご覧ください。

URL:<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000258199.html>

『 学 校 安 心 ル ー ル 』

～「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』と「学校等が行う措置」～

【安心ルールの策定趣旨】

- 平成 25 年 3 月策定した「大阪市教育振興基本計画」では、「カリキュラム改革」において、基本的な道徳心・規範意識を培い、たとえば、「人に親切にする」、「嘘をつかない」、「法を犯さない（ルールを守る）」、「勉強する」など、社会で生きる上で身につけておかなければならない普遍的な事柄について繰り返し指導することを、また、「学校サポート改革」において、いじめ・問題行動については、たとえ軽易であっても毅然とした指導を行うことを明記しました。さらに、平成 25 年 9 月には「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」、平成 27 年 8 月には「大阪市いじめ対策基本方針」を定めました。
- 以上の趣旨に従い、誰もが同意する「やってはいけないこと」とこれに対して「学校等が行う措置」を具体的にルール化したものが『学校安心ルール』です。子どもたちが最低限守るべきルールとルールが守られなかった場合の措置を明記することで、学校も一貫性をもって指導することが可能になり、ルール表による事前明示とぶれない指導によって、児童生徒のみなさんが安心して学校生活をおくることができるようにすることをめざしています。また、お子さまの安全・安心の確保のためのルールとして、保護者の皆様のご安心にもつながることを期待しています。
- 問題行動には軽微な段階からルールに即して対応することで、より重篤な段階に進まないように指導するための『学校安心ルール』であることを、学校、児童生徒だけでなく、保護者の皆様にもご理解いただきたいと思います。
- 大阪市教育委員会と全ての大阪市立学校は、子どもたちの安全・安心な学習環境と学校生活を確保するため、『学校安心ルール』を実施していくことをお約束いたします。『学校安心ルール』で約束された「学校等が行う措置」が実施されていないと思われるときは、下記担当へお知らせください。

『学校安心ルール』（案）

～ 「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』と「学校等が行う措置」の一覧表 ～

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他 社会のルールとして	学校等が行う措置
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 学校をずる休みする 授業におくれる 授業をさぼる 	<ul style="list-style-type: none"> いやがることを言う ことばやしぐさでからかう、ひやかす 無視する 物をかってに使う 	<ul style="list-style-type: none"> いやがることを言う ことばやしぐさでからかう、ひやかす 無視をして指導を聞かない 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の机等に落書きする 教室や学校の物をかってに使う 教室や学校の施設にいたずらをする 	<ul style="list-style-type: none"> その場で注意 別室における個別指導および家庭連絡 奉仕活動または学習課題
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 授業に関係ない話をする、関係ないことをする、音を立てる、他の子にちょっとしたかけをかけるなど、授業をじゃまする 授業をさぼり校内でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> 仲間はずれにする 悪口、かげ口を言う こわがるようなことをしたり言ったりする 物をかくす 	<ul style="list-style-type: none"> 悪口、かげ口を言う バカにしたようなことをしたり言ったりする こわがるようなことをしたり言ったりする 	<ul style="list-style-type: none"> 教室や学校の物をこわす 夜中に家から出歩き徘徊する（「大阪府青少年健全育成条例」による） トランプなどで少額の賭けごとをする 	<ul style="list-style-type: none"> 別室における複数の教職員による個別指導および家庭連絡 数日間の奉仕活動または学習課題
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 授業中に立ち歩く、大声を出す、音楽をかける、暴れるなど、深刻な行為で授業をじゃまする テストのじゃまをする カンニングをする 学校をさぼり地域でたむろする 	<ul style="list-style-type: none"> おどすようなことをしたり言ったりする いやがることを無理やりさせる、力づくでする 押す、突き飛ばす、ぶつかる、プロレス技をかけるなどの暴力をふるう 物をこわす、すてる 	<ul style="list-style-type: none"> おどすようなことをしたり言ったりする 押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な器物破損 窃盗行為 掛け金が多額であったりメンバーを強要したりするなどの悪質な賭けごと 万引き・飲酒・喫煙 無免許運転 	<ul style="list-style-type: none"> 一定期間の別室における個別指導および学習指導 状況によっては個別指導教室を活用した指導 警察へ相談し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導
第4段階		<ul style="list-style-type: none"> 殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう ケガをさせる 万引きや他人への暴力を強要する 金品をうばう、盗む、たかる 	<ul style="list-style-type: none"> 殴る、蹴るなどの強い暴力をふるう ケガをさせる 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物（刃物）の所持 違法薬物の所持・使用・販売行為 薬物の乱用 窃盗行為・痴漢行為 放火・強制わいせつ 強盗 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会が出席停止措置を行い、個別指導教室で指導 警察へ通報し、関係機関（警察・少年サポートセンター・こども相談センターなど）と連携した指導
第5段階		極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為	極めて重い暴力・傷害行為		警察、こども相談センター、児童自立支援施設等における対応

○第1～5段階については、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」の段階による。

○いかなる段階であっても同様の問題行動を繰り返し、各段階においての措置で解決しない場合は、一段階上の措置を行う。

○「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行うためのもの。

※「その他 社会のルールとして」の第1～5段階の行為等については、警察など関係機関の判断に基づいて段階を判定し、措置を行うものとする。

※出席停止とは…公立小中学校における出席停止制度は、学校教育法第35条に規定されており、出席停止を命じる児童生徒本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられている。